

## 2 平成23年度一般会計予算案の構成の概要

(1) 平成23年度一般会計予算案のうち主な歳入の説明

### I 県 税

(単位 百万円)

区 分	平成23年度 予 算 案	平成22年度 予 算 額	比 較	
			増 減 額	増 減 率
県 民 税	52,298	53,593	△ 1,295	△ 2.4%
法 人 県 民 税	3,977	2,930	1,047	35.7
個 人 県 民 税	45,638	47,967	△ 2,329	△ 4.9
〔森林環境税 〔法人県民税及び個人 県民税の内数〕〕	( 349 )	( 330 )	( 19 )	( 5.8 )
利 子 割 県 民 税	1,242	1,381	△ 139	△ 10.1
配 当 割 県 民 税	1,077	924	153	16.6
株式等譲渡所得割県民税	364	391	△ 27	△ 6.9
事 業 税	12,754	10,157	2,597	25.6
法 人 事 業 税	11,671	9,056	2,615	28.9
個 人 事 業 税	1,083	1,101	△ 18	△ 1.6
地 方 消 費 税	7,574	7,988	△ 414	△ 5.2
不 動 産 取 得 税	2,167	1,702	465	27.3
た ば こ 税	2,070	2,084	△ 14	△ 0.7
ゴ ル フ 場 利 用 税	953	1,024	△ 71	△ 6.9
自 動 車 取 得 税	1,605	2,151	△ 546	△ 25.4
軽 油 引 取 税	5,470	5,439	31	0.6
自 動 車 税	16,241	16,306	△ 65	△ 0.4
産 業 廃 棄 物 税	127	113	14	12.4
そ の 他 の 税	41	43	△ 2	△ 4.7
計	101,300	100,600	700	0.7

## (参 考)

### 税制改正案の概要

#### 1 個人住民税における諸控除の見直し

- (1) 合計所得金額 400 万円超の納税義務者の成年扶養親族（23 歳以上 70 歳未満）に係る扶養控除（33 万円）について、負担調整措置を講じた上で廃止

（注）平成 25 年度分以後の個人住民税について適用

- (2) 退職所得に係る個人住民税の 10 % 税額控除を廃止

（注）平成 24 年度 1 月 1 日以後に支払われるべき退職手当等から適用

#### 2 個人住民税における寄附金税制の拡充

- (1) 認定 NPO 法人以外の NPO 法人への寄附金であっても、地方団体が条例において個別に指定することにより、寄附金税額控除の対象とすることができるようにする。

- (2) 寄付金税額控除の適用下限額を引下げる。（5 千円→2 千円）

（注）平成 24 年度分以後の個人住民税について適用

#### 3 配当割県民税及び株式等譲渡所得割県民税

上場株式等の配当等に係る軽減税率（5%→3%）の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率（5%→3%）の特例の適用期限を平成25年末まで2年延長する。

#### 4 県から市町村への税源移譲

法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大に伴う市町村の減収補てんのため、たばこ税の税率の調整により、県から市町村への税源移譲を行う。

旧 3 級品以外の製造たばこ

		(現行)	(改正案)
たばこ税	1,000 本につき	1,504 円	→ 860 円
(市町村たばこ税	1,000 本につき	4,618 円	→ 5,262 円)

旧3級品の製造たばこ

		(現行)	(改正案)
たばこ税	1,000本につき	716円	→ 411円
(市町村たばこ税)	1,000本につき	2,190円	→ 2,495円)

(注) 平成24年4月1日から適用

## 5 その他

- (1) 納税者が「更正の請求」を行うことができる期間の延長 (1年→5年)  
(注) 平成23年4月1日以後に法定納期限が到来する県税について適用
- (2) 罰則の見直し  
(注) 平成23年6月1日以後にした違反行為について適用

## II 地方消費税清算金

(単位 百万円)

区 分	平成23年度 予 算 案	平成22年度 予 算 額	比 較	
			増 減 額	増 減 率
地方消費税清算金	21,695	20,462	1,233	6.0 %

## III 地方譲与税

(単位 百万円)

区 分	平成23年度 予 算 案	平成22年度 予 算 額	比 較	
			増 減 額	増 減 率
地方法人特別譲与税	14,897	12,322	2,575	20.9 %
地方揮発油譲与税	1,726	1,596	130	8.1
石油ガス譲与税	123	132	△ 9	△ 6.8
計	16,746	14,050	2,696	19.2